

健康保険だより

令和6年

11月号



協会けんぽ加入の事業主・加入者のみなさまへご案内します

職場のみなさまで回覧をお願いします。※健康保険組合・国保組合に加入のみなさまは、参考としてご一読ください。

今月号の
トピックス

①今年度の被扶養者状況リスト
の提出はお済みですか？

②マイナンバー専用ダイヤルを
開設しています

③マイナ保険証でなにが
変わったの？

TOPIC
01

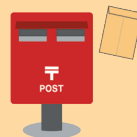
今年度の被扶養者状況リストの提出はお済みですか？

協会けんぽでは、保険給付の適正化を目的に、健康保険法施行規則第50条に基づき、健康保険の被扶養者となっている方が、現在もその状況にあるかを確認させていただくため、毎年度、被扶養者資格の再確認を実施しております。

被扶養者資格の再確認は、加入者のみなさまの保険料負担の軽減にもつながる大切な確認ですので、ご理解とご協力をお願いいたします。

提出期限：令和6年11月29日(金)

(提出期限が過ぎた場合であっても、確認が完了次第、ご提出をお願いします。)



TOPIC
02

マイナンバー専用ダイヤルを開設しています

協会けんぽでは、令和6年9月2日よりマイナンバー専用ダイヤルを開設しています。

マイナ保険証や資格情報のお知らせ等に関するお問い合わせは、マイナンバー専用ダイヤルをご利用ください。

「協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル」

電話番号 0570-015-369

(開設時間 8時30分～17時15分 ※土日祝日を除く)

※協会けんぽマイナンバー専用ダイヤルは下記22か国語でのお問い合わせに対応しています。

対応言語

英語、中国語、韓国語、スペイン語、タガログ語、ポルトガル語、ベトナム語、タイ語、インドネシア語、ネパール語、ビルマ語、フランス語、ドイツ語、イタリア語、ロシア語、マレー語、クメール語、モンゴル語、シンハラ語、ヒンディー語、ベンガル語、ウルドゥー語



※マイナンバー制度やマイナンバーに関する一般的なお問い合わせは、

国のマイナンバー総合フリーダイヤル(0120-95-0178)にお願いします。

裏面もご覧ください

 **全国健康保険協会 神奈川支部**
協会けんぽ

〒220-8538 横浜市西区みなとみらい4-6-2 みなとみらいグランドセントラルタワー9階

TEL:045-270-8431(代表)

お電話のお掛け間違いにご注意ください。
また、郵送での手続きにご協力をお願いします。

インターネット検索サイトより
「協会けんぽ」と入力してください。

協会けんぽ



<https://www.kyoukaikenpo.or.jp>



令和6年12月2日に健康保険証は廃止されます マイナ保険証でなにが変わったの？



メリット
1

医療情報の共有化で質のよい医療が受けられます!!

マイナ保険証を使って受診すると、初めての医療機関等でも特定健診や薬剤・診療情報が医師等と共有でき、より適切な医療が受けられます。
(本人が同意した場合のみ)



医師の声

Q マイナ保険証によるオンライン資格確認を導入して、どのようなメリットを感じていますか？

A 多くの情報をもとに、より正確な診断、適切な治療(処方)が可能です

他院で鎮痛剤を処方されている患者さんに当院でも同種の薬剤を処方してしまったら、健康被害につながっていたかもしれません。事前に薬剤・診療情報を閲覧していたため、重複処方を避けることができました。

メリット
2

手続きなしで高額な窓口負担が不要に!!

マイナ保険証で受診すると、限度額適用認定証がなくても、自己負担限度額を超える医療費の立替払いが不要となります。

(本人が同意した場合のみ)



患者の声

Q マイナ保険証によるオンライン資格確認を利用して、どのようなメリットを感じていますか？

A 申請しなくても窓口での支払いが減額されました

急に入院することになり、協会けんぽに限度額適用認定証を申請しようとしたら、1週間かかると言われました。マイナ保険証を利用すると、認定証がなくても窓口負担が減額され、助かりました。

協会けんぽでは、マイナ保険証について解説した動画『使ってみよう!マイナ保険証』を健康保険組合連合会と共同で作成しています。右の二次元コードからぜひご確認ください。



年金事務所内の協会けんぽ申請用紙の設置廃止について

一部の年金事務所にて、協会けんぽの申請用紙を設置していましたが、令和6年12月末をもちまして年金事務所内での設置を廃止いたします。

協会けんぽの申請用紙は、協会けんぽホームページよりダウンロードできますので、ぜひご利用ください。

申請書ページ

